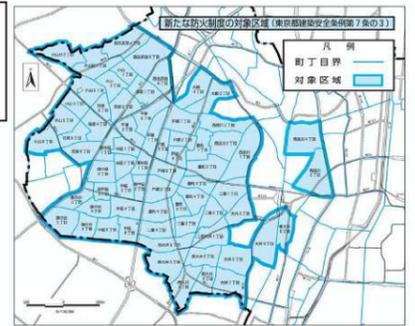
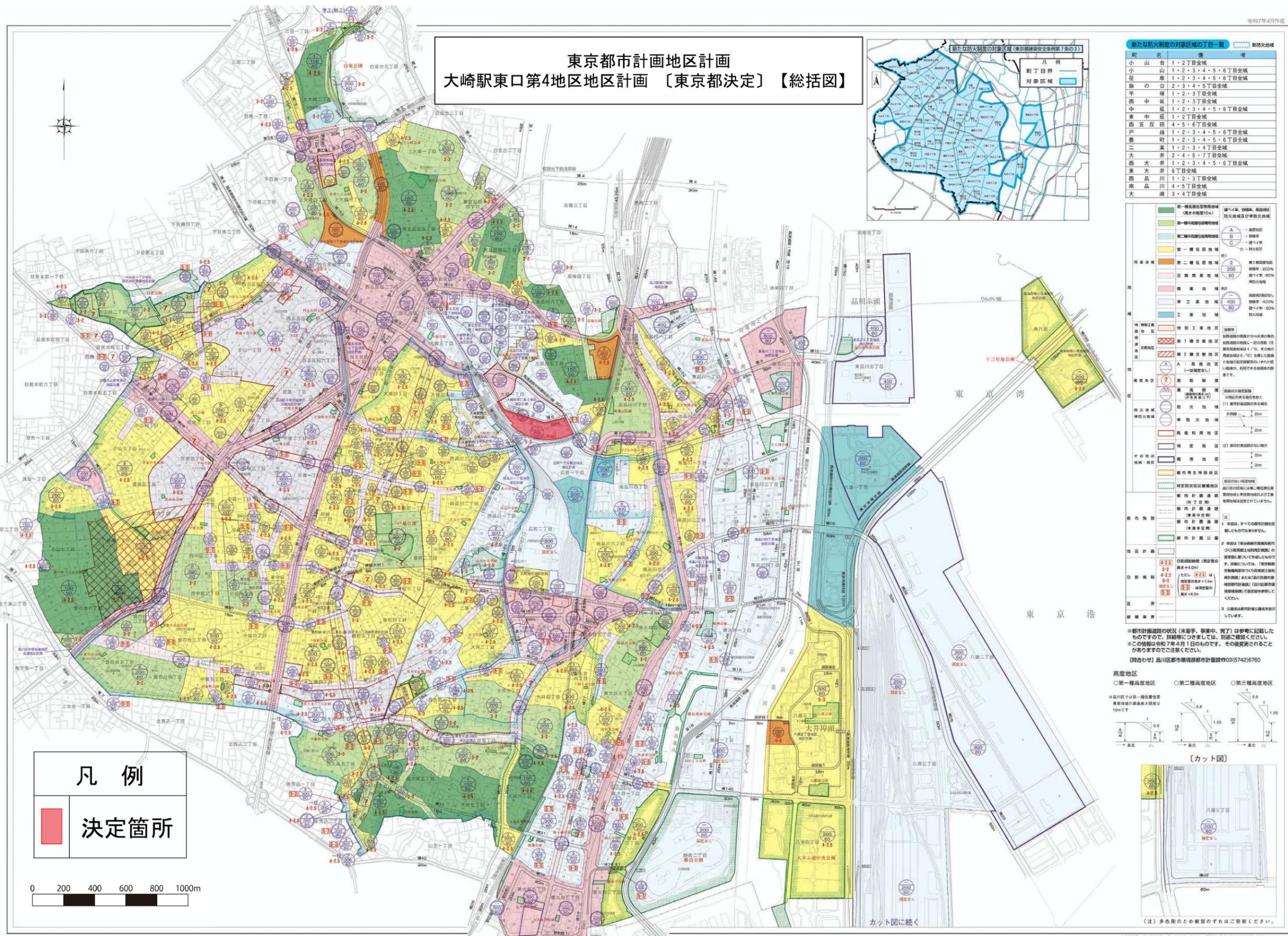


東京都市計画地区計画 大崎駅東口第4地区地区計画〔東京都決定〕【総括図】



新たな防火制度の対象区域の丁目一覧

町名	種別
小山台	1・2丁目全域
小山	1・2・3・4・5・6丁目全域
窪の	1・2・3・4・5・6丁目全域
平塚	1・2・3丁目全域
西中延	1・2・3丁目全域
中延	1・2・3・4・5・6丁目全域
東中延	1・2丁目全域
西五反田	4・5・6丁目全域
戸	1・2・3・4・5・6丁目全域
藤	1・2・3・4・5・6丁目全域
二葉	1・2・3・4丁目全域
大井	2・4・5・7丁目全域
西大井	1・2・3・4・5・6丁目全域
東大井	6丁目全域
西品川	1・2・3丁目全域
南品川	4・5丁目全域
大	3・4丁目全域

凡例

決定箇所

高度地区

- 第一種高度地区
- 第二種高度地区
- 第三種高度地区

高度地区の区分は、図中の凡例に示す通りである。第一種高度地区は、建築物の高さが10mを超えないこととする。第二種高度地区は、建築物の高さが10mを超え、20mを超えないこととする。第三種高度地区は、建築物の高さが20mを超えないこととする。

※都市計画道路の状況（未着手、事業中、完了）は参考に記載したものであり、詳細は別途公表される。この情報は令和7年4月1日のものです。その変更されることとなりますのでご注意ください。

【問い合わせ】品川区都市環境部都市計画課 03(5742)6760

凡例

決定箇所

